

マージン率等に係る情報提供

三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

<対象：令和 5 年度（2023.4.1～2024.3.31）>

記

- | | |
|--|----------|
| 1. 令和 6 年 6 月 1 日付 派遣労働者数 | 22 名 |
| 2. 令和 6 年度 派遣先事業者数（実数） | 2 件 |
| 3. 令和 5 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 | 80,505 円 |
| <1 日あたりの料金額（8 時間労働として計算）> | |
| 4. 令和 5 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 24,411 円 |
| <1 日あたりの料金額（8 時間労働として計算）> | |
| 5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 | 69.7% |

・次ページに続く

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

6. 1 キャリア・コンサルティング窓口

窓口の開設方法	キャリア・コンサルティングを行う場所	備考
1 事務所に設置・2 電話での相談窓口の設置・3 e-mailでの専用窓口の設置・4 専用WEBサイトの設置・5 その他	1 社内（本社、支社等を含む）の特定の場所・2 社内の不特定の場所・3 派遣先の特定の場所・4 派遣先の不特定の場所・5 社外・6 その他	備考
1	1	

6. 2 キャリアアップに資する教育訓練

	キャリアアップ措置の種別	対象となる派遣労働者の種別		訓練の方法の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
	1 入職時等基礎的訓練、 2 職能別訓練、 3 職種転換訓練、 4 階層別訓練、 5 その他の教育	1 雇入時 2 派遣中 3 待機中 4 入社〇年目 (階層別訓練の場合のみ選択のと) 5 その他)				
	具体的な教育訓練		具体的な対象労働者			
①	1 入社時導入教育	1	入社1年目派遣社員	2	1	1
②	2 英語教育	2	入社3年目迄の派遣労働社員	2	1	1
③	2 現場実習（設計部門）	2	入社2・3年目派遣労働社員	2	1	1
④	2 現場実習（現場部門）	2	入社2・3年目派遣労働社員	2	1	1
⑤	4 主任マネジメント研修	4	主任昇格派遣社員	2	1	1

7. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない。
- 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和7年3月31日）
 協定労働者の範囲（ 社員、雇用延長社員、期間雇用社員 ）

以上